Uーゼンセン同盟常任中央執行委員

指針を改定することとなったのは周知 防が続けられたが、法改正は見送られ 待遇を義務付けるべきと主張し、その は実効性が期待できないとして、 のとおりである ついて、○二年九月から審議会での攻 通常国会に法改正を行うべきか否かに 後も法改正を主張してきた。○三年の された。労働組合側は努力義務規定で 者との均衡等に努めるものとする、と その第三条で事業主は通常の労働 九九三年にパート労働法が制定さ 均等

能力、成果・業績の違いを合理的なも ○二年四月からプロジェクトチームで この「合理的理由」とは何かについて 的取扱いをしてはならない」とした。 **遇について、「合理的な理由がある場** トタイマーは残業がなく休日や休暇は 東性や休日・休暇取得の自由度(パー とした。しかしながら、労働時間の 有無、採用手続の違いは合理性がない のとし、性別・学歴、雇用契約期間の まとめた。具体的には職務、職務遂行 論議を行い、○三年一月にその内容を 合を除いて類似の通常の労働者と差別 員立法を目指した。そのなかで均等待 案要綱」を決定し、民主党を通じた議 連合は、〇一年の定期大会において 「パートタイム・有期労働契約法法律 拘

> については一律にはいえないとした。 ること)、配転・転勤の可能性の有無 正社員に優先して取得しているとされ

1 **・流通・サービス産業の現状**

端な場合には現在パートタイム労働者 労働者と正社員との職務の分離が、極 これを回避するためにパートタイム とでしか対応ができないこととなる。 らば、正社員の賃金水準を引下げるこ に同一労働同一賃金原則を適用するな どの流通・サービス産業は、パートタ することが危惧される状況にある。 が主として担っている仕事を別会社化 は九○%を超えるところもある。 性急 イム労働者比率が非常に高く、なかに スーパーやファミリーレストランな

2 ・違いについての認識の差

当する仕事や業務の難しさ」 回答には差があり、正社員では「責任 両者とも一番に挙げたのは「転勤の有 業や早出等労働時間の不確実さ」 無」であった。しかし、二番目以下の ると感じているかを調査したところ、 **員それぞれに、仕事上で何が違って** の範囲や重さ」「労働時間の長さ」 流通業のパートタイム労働者と正社 「仕事を遂行する能力」 残

> とは、パートタイム労働者が業務中に 働者は、「労働時間の長さ」「残業や 観察しづらい項目で、正社員との認識 となっている。このことからいえるこ 広さ」「担当する仕事や業務の種類」 早出等労働時間の不確実さ」「責任の あった。これに対してパートタイム労 組合員を対象に行った調査による) 雇用政策研究会がUIゼンセン同盟の の差が大きいことである。(一橋大学 や重さ」「担当する仕事や業務範囲 範囲や重さ」(以下略)となっている。 乖離が大きい項目は、 「担当する仕事や業務の種類」の順で 「責任の範囲

3 ・比較について

帯生計費を考慮し、職務や成果・業績 いが、パートタイム労働者の人事・処 会的に明確な合意があったわけではな **遇制度を採ってきた。その一方で、社** とは直接連動しない年功型の人事・処 かし、正社員の処遇は企業内のキャリ の有無は明確に比較が可能である。 や退職金、福利厚生等について、 **遇に格差があるとされている。一時金** ア形成を前提とした長期雇用慣行と世 正社員と比較してパートタイマーの処 均等・均衡処遇論議の前提として、 勤続を多少の要素としながら職 制度 し

少数であった時代は、

属人的に対応す

ることで問題は生じなかったといえる

検討が必要であろう。 ものを比較することの意味について 務を基準として決定されてきたとい る。違う考え方を基にして設計された

報告(○二年七月)は、○一年のデー 年齢、勤続がばらばらなものを平均し 労働者の平均時間給と比較する方法が 手法は、一般労働者の時間当たりの るとしている。 員の時短が五%程度格差に影響してい 整が賃金を九%押し下げており、正社 ている。また、この報告書では就業調 種を調整する前の六八・三%と比べて 較してその格差を八○・三%とし、職 労働者の職種構成を正社員に揃えて比 タを基に、女性についてパートタイム な話である。パートタイム労働研究会 て比較しており、比較というには乱暴 とられる場合が多い。職種や職務、性 均賃金を算出し、これをパートタイム 一○ポイント以上格差が縮小するとし 賃金の比較について多く用いら

減退を引き起こすだけである。 働く者の満足が得られず、勤労意欲の 働者の基幹化を狙いとして「パートタ ときそれに応じた処遇がされなければ であれ、仕事や勤続などに違いがある とはいえない。いかなる種類の労働者 仕事の基幹化に処遇が整備されてきた タイム労働者に置き換えただけであり しながらその実態は、正社員をパート イマーの戦力化」を唱えてきた。しか パートタイム労働者が企業のなかで 古くから経営者は、パートタイム労

UIゼンセン同盟の組合員構成

男 女 슴 計 正社員 417,413 161,482 578,895 短時間A 9.525 62,226 71,751 短時間B 13,583 104,343 117,926 短時間C 2,199 52,106 54,305 合 計 442,720 380,157 822,877

短時間 A:週30時間以上 短時間 B:週20時間以上30時間未満 短時間 C:週20時間未満

ある。 者に等しく適用されなければならず、 の満足を最大化させると考えるべきで 処遇基準の適用を容認することとすべ なお、 とで充分であり、このことがそれぞれ きである。 合理的な理由がある場合に限って別の 合意された処遇規準は全ての

加した今日においては、制度に基づい

比較にならないほど量的に増

れ

職務や成果・業績に応じて賃金を

て処遇しない限り公平感を維持するこ

とはできない

・リーゼンセン同盟に おける取り組

遇基準の根拠として属人的な年齢や勤

能力と従事する職務や成果、

、業績

6

賃金の主張を耳にすることが多い。

均等論議の場面では、

同一労働同

. 処遇基準の根拠につい

によるもの、または職種によるものが

なかった。 を導入し、公正処遇を図ることとして 務時間に対応した賃金」を原則として、 おける「理由」 いた。ただし、 いた。また、職能基準による資格制度 そのなかで「能力に対応した賃金、 ートタイム労働者等対策方針を決定し ンセン同盟は、八九年九月に臨時・パ が統合して結成された。統合以前のゼ セン同盟、CSG連合、 U I 「理由のない差別は認めない」として ゼンセン同盟は、○二年にゼン を具体的に明示してい 「理由のない差別」に 繊維生活労連 勤

業績主義の導入が喧伝されている。 たのであるが、近年は職務給や成果・ 職務や職種の概念が発達してこなかっ が必要である。日本では一部を除いて 能であるか、またそうすべきかの検討 ある。これをひとつに揃えることが可

し

とも困難である。

えず、定着しているとの評価を下すこ かし必ずしも大層となっているとはい

経営者と働く者の合意によるとするこ えないというべきではないだろうか。 は、それぞれ一長一短があり一概にい 処遇基準の根拠を何に求めるべきか

等や均衡を論議する基礎が整っていな 賃金決定基準から生計費要素が除外さ かったといえるが、近年は、 がら職務によって決定されてきた。均 イム労働者のそれは勤続要素を交えな の賃金は生計費を基礎とし、パートタ のではなかったが、実態として正社員 てはその境目が曖昧となってきた。 労働者と正社員との仕事も区分が明確 化は量的にも質的にも一層進んだ。八 であったと考えられるが、今日に至 九年当時は、いまよりもパートタイム その後、パートタイム労働者の基幹 また、社会的に明確に合意されたも 正社員の

> ることとなった。 る場合の合理的基準の具体化が迫られ 連合が法律案要綱をまとめるなど、パ 働法の見直しに向けた論議が具体化し、 を説明することが困難となってきた。 決定する仕組みが拡大しており、パー トタイム労働者と正社員の差を設け 方で、均等処遇に関するパート労 タイム労働者と正社員の賃金の違い

討を行い、 確認した。 ートタイム雇用・労働条件指針」の検 こうしたことから、 ○四年八月に概要の内容を ○三年から パ

パートタイム雇

拠



UIゼンセン同盟のパート・セミナ

更新するときは期間を定めない 有期契約としての更新は認めな 処遇基準を同一にすることを原則と (一)処遇を異にする場合の合理的根

働時間制やみなし労働時間制を適用し いことである。 ないことであり、 タイム労働者の勤務については変形労 とした。ただしこれの前提は、パート 是非はあるが)ことから合理性がある な勤務が常態である(このこと自体の 流通業、サービス業では深夜営業や ②労働時間の拘束性 一四時間営業が拡大しており、不規則 時間外労働を命じな

(二)雇用条件

労働者の希望を聴取するなど、契約更 期雇用契約の期間の最低を六カ月とす 期間の定めのない雇用契約とする。 果一定期間を超えることとなるとき の期間が、一年以上三年未満である場 新の際のルールを作ること。有期契約 期間の定めのある雇用は、 ①雇用契約期間 なお契約を更新する場合は、面接 更新

の違いによる賃金の差は当然のことと 力の違い、職務給体系のなかでの職務 整理した。なお同一の処遇体系のなか に合理性を認める根拠を以下のように で、すなわち職能給体系のなかでの

①配置転換、 している。 転勤の有

勤が条件とされ、事実として配置転換 ないとした。雇入れ時に配置転換や転 その可能性がないというだけでは足り るには、正社員は配置転換や転勤の可 るものではない。 したがって名ばかりの全国社員を認め や転勤をしている場合に限るとした。 能性があり、パートタイム労働者には これらを合理的根拠として位置づけ

職務の内容、能力、意欲、

経験などを

ートタイム労働者を対象として、

適切に評価し処遇に反映する制度を整

②転換制度用契約とする。

(三)**人事処遇制度の確立** 度を整備する。 度を整備する。 が可能な人事管理制パートタイム労働者と正社員との相

(四)労働条件

備する。

賃金

ものとする。 同一の処遇体系のなかで、パートタ同盟の示す最低賃金基準を下回らない 同盟の示す最低賃金基準を下回らない に設定する。ただし、UIゼンセン は設定する。ただし、UIゼンセン に設定する。ただし、UIゼンセン



だートタイム労働者と正社員の支給 と重にする合理的理由がある場合にあっても、一定の配慮をするものとする。 (五)合理的な理由の有無にかかわらても、一定の配慮をするものとする。 (五)合理的な理由の有無にかかわらず、原則として同様の制度を適用するず、原則として同様の制度を適用するが、原則として解雇予告をする)の。 を重続き(原則として解雇予告をする)の。 を重続き(原則として解雇予告を適用するを を適用なども含む)⑥各種休業制度⑦ を種休職制度⑧労働保険、社会保険制 を種休職制度⑧労働保険、社会保険制 を種休職制度⑧労働保険、社会保険制

働者に応募する機会を優先的に与える。同様の業務に従事するパートタイム労(六)正社員を募集しようとするとき、

組織化が一トタイム労働者の

のいくものでなければ意味をなさない はなく正社員を含めて)にとって納得 該の人々(パートタイム労働者だけで ら精緻な論理を組み立てたとしても当 説明することも必要であろうが、いく 者と正社員との処遇の違いを理論的に ろう。そのためにはパートタイム労働 遇についての納得性を高めることにあ 必ずしも十分とはいえない。 はようやく五○%を超える程度であり パートタイム組合員は、約三○%とな いる。UIゼンセン同盟全体に占める 者の組織化に取り組み、現在に至って 盟時代の七三年以来パートタイム労働 るところは、パートタイム労働者の処 っているが、従業員総数に占める比率 そもそも均等・均衡論議の目的とす UIゼンセン同盟は、 旧ゼンセン同

> だけで組織する労働組合が、パートタ 働組合の使命のひとつであると考える 処遇に納得できる環境を創ることが労 各種調査によって明らかである。こう 帰属意識は正社員よりも高いことは、 得性が得られないだけでなく、相互の パートタイム労働者が参加できること 的にどう配分するかの協議の場面に、 相互理解を深める以外にない。 互いに自身の事情や考えを出し合って 納得性をいかにして高めるかは当事者 得が得られる場合もある。パートタイ した意欲の高い人々に対して、 不信を招くことも想像に難くない。 ている限り、パートタイム労働者の納 イム労働者を抜きにして分配を論議し が保障されなければならない。正社員 の前に、労働条件への配分原資を具体 であるパートタイム労働者と正社員が があることについては既述した。結局、 かについての認識にそれぞれギャップ ム労働者と正社員とで仕事上何が違う 論理的に多少難があったとしても、 パートタイム労働者の会社に対する したがって均等・均衡のあり方論議 自分の

> > である。

条件が低い派遣労働者が担っているの

 \Diamond

ところである。

パートダイム労働者のあった通常やパートダイム労働者に対する指揮命令の則は名目上の雇用主の違いを超えて適実態からすると、同一労働同一賃金原薄な法人や労働者に対する指揮命令の親会社や発注元会社から独立性の希

ないと考える。サービス業の問題にとどめるべきではパートタイム労働者の多い流通業や

〈ブロフィール〉

久保直幸(くぼ・なおゆき)

一九五四年生まれ。サンドール北海道で労働組合書記長などを務め、一九九二年から旧ゼンセン同盟本部。流通部長などを経て、一九九九年より常任中央執行委員。二〇〇二年に長崎屋を中央執行委員。二〇〇二年に長崎屋を中央執行委員。二〇〇二年に長崎屋を中央執行委員。二〇〇二年に長崎屋を開職し、UIゼンセン同盟に転籍して、日本のの中央最低賃金審議会の、